

# 令和2年度 日本電気技術規格委員会における 民間規格評価の実施状況について

2021年7月20日

日本電気技術規格委員会

# 1.概要

- 日本電気技術規格委員会（以下、「JESC」という。）は、第23回電力安全小委員会において、「民間規格評価機関の要件」に適合する民間規格評価機関としてご確認いただき、当該要件に則って規格評価を行ってまいりました。
- 令和2年度は、国の基準に引用される民間規格1件（JESC E3002）について評価を実施し、一括エンドーススキームに基づき民間規格のリスト化に関する要請書を2020年12月3日付で提出いたしました。
- 2021年5月31日付にて「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正が行われ、電技解釈第57条第1項第二号イに引用されていたJESC E3002については、電技解釈に関連付けられた民間規格として、JESCホームページに掲載いたしました。
- 今回、JESCにて評価を実施した民間規格1件について、規格評価の実施状況をご報告させていただきます。

## 2.民間規格評価活動状況（JESC E3002について）

一括エンドーススキームに基づく  
民間規格等のリスト化を要請（2020.12.3）

民間規格等制改定プロセス評価委員会  
（民間規格評価委員会）にて規格の制改定プロセス  
に問題ないか評価を実施(2020.10.23)

パブリックコメント実施（2020.9.10～2020.10.9）

日本電気技術規格委員会（技術評価委員会）にて  
技術的な評価を実施（2020.9.7）

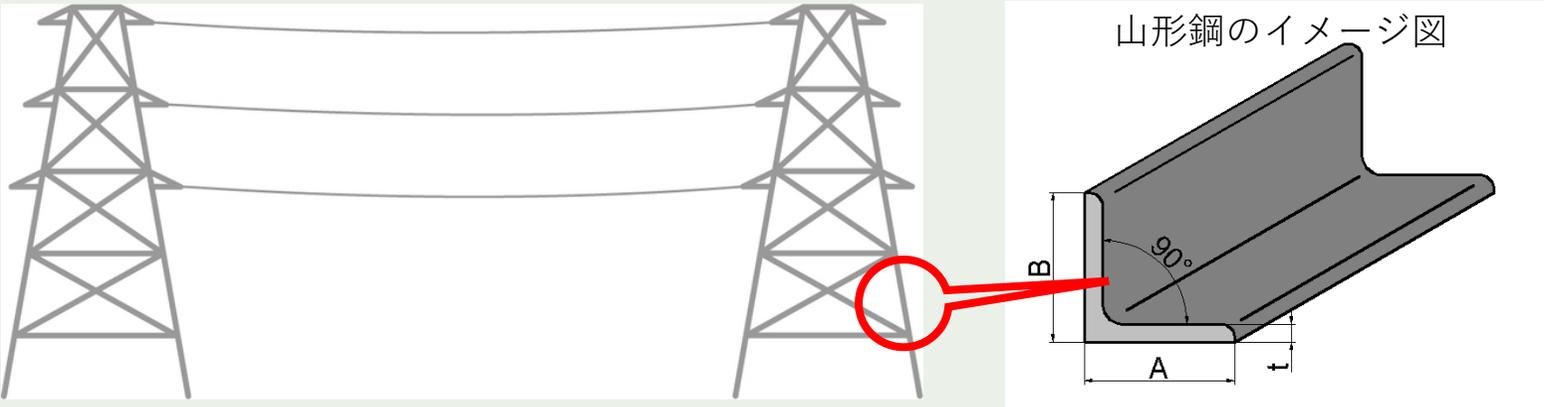
評価

外部評価機関による  
評価プロセスの適合性  
確認（2021.4.9）

JESC E3002  
「「鉄塔用690N/mm<sup>2</sup>高張力山形鋼」の  
架空電線路の支持物の構成材への適用」

民間規格作成機関である（一社）日本電気協会  
送電専門部会より、当該民間規格の定期確認に  
関する上程を受け、JESCにて評価を実施。

# 3. JESC E3002 規格概要 (参考)

項目	説明
規格名称	➤ JESC E3002 「鉄塔用 690N/mm <sup>2</sup> 高張力山形鋼」の架空電線路の支持物の構成材への適用
規格の概要	<p>➤ JESC E3002は、<b>送電鉄塔で使用する通常より高い引張強度を有する高張力山形鋼（アンクル材）の材料の性能について規定</b></p> <p>➤ （一社）日本鋼構造協会規格「JSS II 12-1999 鉄塔用690N/mm<sup>2</sup> 高張力山形鋼」による山形鋼を、架空送電線路の支持物として使用する鉄塔及び鉄柱の構成材として使用できること、及びこの鋼材を使用する際の許容座屈応力度の算定方法を規定したもの</p>  <p>The diagram shows two transmission towers connected by power lines. A red circle highlights a section of the tower, which is magnified in the adjacent image. The magnified image shows an angle steel section with dimensions A and B, and a 90-degree angle. The text '山形鋼のイメージ図' (Image of angle steel) is written above the magnified section.</p>
	<p>➤ <b>JESC E3002は、国の基準である「電気設備の技術基準の解釈」の第57条第1項に、鉄塔に使用できる鋼材の一つとして平成14年から既に引用されている規格</b></p> <p>➤ 送電専門部会（民間規格作成機関）による規格の定期確認で、当該規格の<b>引用規格及び技術的根拠等の確認が行われ、規定内容は適正、引き続き規格を使用しても問題ないと判断</b></p>

# 4.JESC E3002 に関する全体評価書

## (1) 審議経緯 (その1)

項目	説明
1. 委員会の審議、承認日	<p>①日本電気技術規格委員会： 第107回日本電気技術規格委員会（2020年9月7日）で審議、承認。</p> <p>②民間規格等制改定プロセス評価委員会： 第1回民間規格等制改定プロセス評価委員会（2020年10月23日）で審議、承認。</p>
2. 委員会の議決状況	<p>委員会は委員の2/3以上の出席により成立。議決は、委員の過半数の賛成により承認。</p> <p>①第107回 日本電気技術規格委員会 賛成38名（委員総数38名 会議出席33名 委任状5名）</p> <p>②第1回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 賛成10名（委員総数10名 会議出席9名 委任状1名）</p>
3. 委員会の主な意見及び対応	<p>(凡例 質問Q、回答A、コメントC)</p> <p>①第107回 日本電気技術規格委員会 Q：鉄塔用の山形鋼の種類はいくつかあるが、今回の山形鋼だけJESC規格として扱っている背景を簡単に教えてほしい。 A：JESC規格の解説に「制定経緯」を記載している。平成11年にJSS規格（日本鋼構造協会）として制定されたが、当時は電技解釈に記載されていない段階であったので、当該規格が解釈に沿った性能を有しているか確認するためJESCで審議され、平成13年にJESC規格として制定された。</p> <p>(次ページへ)</p>

# 4.JESC E3002 に関する全体評価書（続き）

## （1）審議経緯（その2）

項目	説明
	<p style="text-align: center;">（前ページより）</p> <p>②第1回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 Q:民間規格のリスト化に関する電技解釈第57条の改定案について、利用者がこの条文を見た時に関係するJESC規格が他に掲載されているということを認識できるのか。 A：電技解釈は経済産業省のホームページに掲載され、当該箇所にJESC規格が掲載されている日本電気技術規格委員会のホームページのリンクを設けるなどして、利用者も認識できるように対応する。 C：全体評価書の「評価プロセスの要件」の項目は、「民間規格評価機関の要件」に規定されている文書表現に合わせること。 C：国へ全体評価書の提出において、添付資料などの資料番号を整えて提出すること。</p>
4. 民間規格等作成機関の審議経緯	<p>①民間規格等作成機関から審議依頼日：2020年6月30日 ②民間規格等作成機関の名称： 一般社団法人日本電気協会 送電専門部会</p>
5. 外部公告結果及び意見への対応概要	<p>第107回 日本電気技術規格委員会で審議後、「情報公開等に係る要領」に基づき、以下のとおり外部の公告を実施</p> <p>①期間：2020年9月6日～2020年10月9日（30日間） ②公告媒体：・電気新聞 ・日本電気技術規格委員会のホームページ ③公告の結果：意見の提出なし</p>

# 4.JESC E3002 に関する全体評価書（続き）

## （1）審議経緯（その3）

項目	説明
6. 民間規格等作成機関の審議の状況	①案件の要望者：定期確認のため要望者なし。 ②民間規格等作成機関の名称： 一般社団法人日本電気協会 送電専門部会 ③民間規格等作成機関の審議： 第41回送電専門部会（2020年6月30日） ④民間規格等作成機関の議決状況： 送電専門部会規約第5条により可決（書面投票）
7. 民間規格等作成機関の技術的専門性の確認	一般社団法人日本電気協会 送電専門部会の規約、委員名簿、活動計画、活動実績等により、規格の審議・作成に係る技術的専門性を確認。
8. 審議記録の保存について	①記録の保存方法：日本電気技術規格委員会にて保管。 ②記録の保管期間：5年
9. 技術的問合せの対応	①問合せ先： 一般社団法人日本電気協会 送電専門部会 ②問合せへの対応方法： 問合せ者に対し、送電専門部会より回答する。
10. その他、特記事項	なし

# 4.JESC E3002 に関する全体評価書（続き）

## （2）「民間規格評価機関の要件（3）評価プロセス」との適合性確認（その1）

項目	評価	説明
① 評価される民間規格に関係する者は、 <u>規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。</u>	○	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>規約に基づき運営。</u></li><li>・ <u>（JESCの委員構成は、）「民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任する。」、「プロセス評価委員会の委員は、民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成する。」</u>ことを規定。 【委員会規約第3条、第12条】</li></ul>
② 民間規格評価機関は、 <u>規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。</u>	○	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>規約に基づき運営。</u></li><li>・ <u>「分担金を負担しない団体であっても、必要な場合、委員会に参加し、当該団体が作成した「民間規格等」を付議することができる。ただし、その審議に相当の経費を要する場合は実費の負担を求める。」</u>と規定。 【委員会規約第21条、審議に係る要領5.（1）】</li></ul>
③ 民間規格評価機関は、 <u>評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。</u>	○	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>規約に基づき運営。</u></li><li>・ <u>委員会の議決参加における会員資格の条件は設けられていない。</u> 「委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係る関連団体等の推薦を受け、委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任する。」と規定。 【委員会規約第3条】</li></ul>

# 4.JESC E3002 に関する全体評価書（続き）

## （2）「民間規格評価機関の要件（3）評価プロセス」との適合性確認（その2）

項目	評価	説明
④民間規格評価機関は、 <u>作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。</u>	○	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>要領に基づき運営。</u></li><li>・ <u>異議申し立てに関する取り扱いについては、審議に係る要領で定められている。</u></li></ul> 【審議に係る要領4.（1）～（3）】
⑤民間規格評価機関は、 <u>評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。</u>	○	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>規約等に基づき運営。</u></li><li>・ <u>委員会の規約において、運営、議決方法、規格の評価プロセス等について定めている。</u></li></ul> 【委員会規約、各種要領】
⑥民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、 <u>これに関係する省令基準及び基準解釈における条文</u> （既に引用されている民間規格等を含む） <u>を明らかにし、省令基準との適合性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。</u> －評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>要領に基づき運営。</u></li><li>・ 左記の要件に基づき技術評価書を取りまとめ、第107回日本電気技術規格委員会において審議、承認された。技術評価書の概要を以下に記載する。<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 関係する省令基準及び解釈条文：電技省令第32条、電技解釈第57条</li><li>➤ 規格内容の明確性：当該JESC規格の「技術的規定」において、架空電線路の支持物として使用する鉄塔などの構成材に、日本鋼構造協会の規格を適用できることを明確に規定</li></ul></li></ul>

# 4.JESC E3002 に関する全体評価書（続き）

## （２）「民間規格評価機関の要件（３）評価プロセス」との適合性確認（その３）

項目	評価	説明
<p>（前頁からの続き）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>– 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。</li><li>– 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。</li><li>– その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。</li></ul> <p>また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公正性、客観性及び透明性を確認しなければならない。</p>		<p>（前頁からの続き）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 送電専門部会において、JESC規格の技術規定及び解説に引用されている規格が最新版であることが確認されている</li><li>➤ 電技省令第32条との適合性：送電専門部会では、当該JESC規格による架空送電線路の支持物として使用する鉄柱及び鉄塔を構成する材料として妥当であるか評価するため、①規定項目が高張力鋼材の品質を保証するのに十分なものであるか、②高張力鋼材特有の特性（低温脆性破壊特性，溶接割れ特性，溶接部溶融亜鉛めっき割れ特性，疲労特性）が鉄柱及び鉄塔用鋼材として妥当であるか評価し、いずれについても問題ないとしている。</li><li>➤ 既に電技解釈第57条に規定され、JIS化されている鋼材の規格と当該JESC規格の規定項目の確認が行われその内容が解説で記載されている。 【民間規格等制改定の審議に係る要領】</li></ul>

# 4. JESC E3002 に関する全体評価書（続き）

## （2）「民間規格評価機関の要件（3）評価プロセス」との適合性確認（その4）

項目	評価	説明
<p>⑦民間規格評価機関は、<u>民間規格等評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。</u>ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。</p>	○	<p>・<u>規約等に基づき運営。</u> ・<u>令和2年度の事業計画はJESCのホームページに掲載している。</u> 【委員会規約第2条、情報公開等に係る要領 3】</p>
<p>⑧民間規格評価機関は、上記プロセスにより<u>民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。</u>また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。</p>	○	<p>・<u>要領に基づき運営。</u> ・電気新聞、JESCホームページを使用し、<u>2020年9月10日～2020年10月9日（30日間）パブリックコメントを実施。外部からのコメントなし。</u> 【審議に係る要領3.（4）、情報公開等に係る要領】</p>

# 4. JESC E3002 に関する全体評価書（続き）

## （2）「民間規格評価機関の要件（3）評価プロセス」との適合性確認（その5）

項目	評価	説明
⑨民間規格評価機関は、 <u>当該民間規格等に関して国が実施する意見公募手続きにおいて提出された意見に対し、必要に応じ評価の見直しを行う</u> などの対応を適切に行い、その終了後に当該民間規格等を掲示しなければならない。	○	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>要領に基づき運営</u></li><li>・ 国が実施する意見公募手続きにおける規格の修正意見に対しては、必要に応じ適切に対応する。</li></ul> <p>【審議に係る要領3. (7)】</p>
⑩民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、省令基準又は基準解釈との関係を明確にして、自らが評価・承認した <u>民間規格等の一覧表に掲載し、公開しなければならない。</u>	○	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>要領に基づき運営</u></li><li>・ <u>JESC E3002は、関連する基準解釈を明示し、JESCのホームページにリスト（一覧表）を公開。</u></li></ul> <p>【審議に係る要領3. (7)、番号付与に係る要領2】</p>

なお、この全体評価書については、令和3年4月9日に開催した第1回外部評価機関にて、審議・承認されています。

# 5. 民間規格等のリスト化について

令和3年5月31日の電技解釈改正を受け、JESCのホームページに電技解釈に関連付く規格としてJESC E3002を掲載

JESCのホームページ (<https://www.jesc.gr.jp/jesc-assent/quotation.html>)

電技解釈の本文  
(下線部が5/31に改正)

## 【鉄柱及び鉄塔の構成等】

第57条 架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔は、次の各号に適合するもの又は第2項の規定に適合する鋼管柱であること。

(略)

イ 鋼材は、次のいずれかであること。

(イ) 日本工業規格 JIS G 3101 (2010) 「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400、SS490又はSS540

(略)

**(ハ) 民間規格評価機関のうち日本電気技術規格委員会が承認した規格である「鉄塔用690N/mm<sup>2</sup>高張力山形鋼」の架空電線路の支持物の構成材への適用に規定する鉄塔用690N/mm<sup>2</sup>高張力山形鋼**

The screenshot shows the JESC website's 'List A' section, titled '国の電気設備の技術基準の解釈に関連付く規格のリスト'. It includes a table with the following content:

電技解釈	規格番号	規格名	備考
第57条第1項第二号イ(ハ)	JESC E3002(2001)	「鉄塔用690N/mm <sup>2</sup> 高張力山形鋼」の架空電線路の支持物の構成材への適用	・「3 技術の規定」によること。

# 6.民間規格評価機関の要件との適合性評価について

全体評価書にて「民間規格評価機関の要件（3）評価プロセス」に関して適合性評価を実施いたしましたが、その他の（1）一般、（2）組織、（4）評価管理業務に関する適合性評価については以下の通りです。

## 「（1）一般」との適合性評価

項目	説明
<p>① <u>民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>規約に基づき運営。</u></li><li>・ 「<u>公正性、客観性、透明性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、電気事業法の技術基準等に民間の技術的知識、経験等を迅速に反映すること等の活動を行うこと</u>」等を<u>目的で規定。</u> 【委員会規約第1条】</li><li>・ 民間規格等の<u>評価を行う手順</u>については、<u>公正性、客観性、透明性を持った評価プロセスとなるよう、委員会規約及び関係要領で規定。</u> 【委員会規約、関連要領】</li></ul>
<p>② <u>民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う際には、要請があった評価に関する事項に限定</u>しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>要領に基づき運営。</u></li><li>・ <u>民間規格等の制改定に関する審議要請を受けた場合、審議に必要な資料の提出を求める</u>ことを要領で規定。 【審議に係る要領 3.（1）】</li></ul>

# 6.民間規格評価機関の要件との適合性評価について（続き）

## 「（2）組織」との適合性評価（その1）

項目	説明
<p>① <u>民間規格等の評価を行うに当たって、民間規格等の省令基準に対する適合性事項を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する技術評価委員会（専門家及び当該民間規格に関係する者で構成）と民間規格等制改定プロセスの公正性、客観性及び透明性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会（技術評価委員会より幅広い専門家で構成）を設置するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>規約に基づき運営。</u></li><li>・ <u>業務として、「国の基準に関連付ける民間規格等の技術評価」や「国の基準に関連付ける民間規格等の制改定プロセスに係る適合性評価」を規定。</u> 【委員会規約第2条】</li><li>・ <u>「委員会（JESC）の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係る関連団体等の推薦を受け、委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任する。」と規定。</u> 【委員会規約第3条】</li><li>・ <u>「プロセス評価委員会」を置き、「プロセス評価委員会は、委員会により審議、承認された国の基準に関連付ける民間規格等の制改定プロセスが、民間規格等評価機関の要件に適合しているかについて審議、承認を行う。」と規定。</u> 【委員会規約第11条】</li></ul>
<p>② <u>民間規格評価委員会は、民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない。また、評価対象となる民間規格等の関係者を可能な限り幅広く加えなければならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>規約に基づき運営。</u></li><li>・ <u>「プロセス評価委員会の委員は、民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者問題、法律、ジャーナリスト等の幅広い分野の委員で構成する。」と規定。</u> 【委員会規約第12条】</li></ul>

# 6.民間規格評価機関の要件との適合性評価について（続き）

## 「（2）組織」との適合性評価（その2）

項目	説明
<p>③ <u>評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定（過去の制改定を除く）に関与していない者でなければならない。</u>また、<u>事務局員は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者</u>でなければならない。</p>	<p>・ <u>規約に基づき運営。</u> ・ <u>「審議案件の民間規格等作成機関委員を兼務する委員は、（委員会の）決議に参加できない。」</u>ことを規定。 【委員会規約第6条】 ・ <u>「事務局員は民間規格等作成機関の規格制改定業務に関与してはならない。また、民間規格等作成機関に所属するものは事務局員となることができない。」</u>と規定。 【委員会規約第19条】</p>
<p>④ <u>民間規格に関係する分野は</u>当該民間規格の内容によって異なるので、<u>関係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示</u>しなければならない。</p>	<p>・ <u>規約に基づき運営。</u> ・ <u>委員会（JESC）及びプロセス評価委員会は、知的財産権及び個人情報情報の保護が必要な場合等別に定める場合を除き、原則公開</u>としている。また、外部へ公開する内容として<u>「公開する『民間規格等』の策定趣旨・策定目的・規定内容」</u>と規定し、<u>関係する分野を明確</u>にしているところ。 【委員会規約第12条】</p>

## 6.民間規格評価機関の要件との適合性評価について（続き）

### 「（2）組織」との適合性評価（その3）

項目	説明
<p>⑤評価委員会の審議の内容については、<u>傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開</u>されなければならない。</p>	<p>・ <u>要領に基づき運営。</u> ・ <u>各委員会の審議の内容について、「傍聴を認めること及び議事要録を委員会のホームページに掲示することにより公開する。」と規定。</u> 【情報公開等に係る要領 3.（1）】</p>
<p>⑥民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、<u>評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。</u></p>	<p>・ <u>要領に基づき運営。</u> ・ <u>「各委員会を非公開とする」理由について以下のとおり規定。</u> a. <u>特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</u> b. <u>個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</u> c. <u>個人情報保護を保護する必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</u> d. <u>その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合。</u> 【情報公開等に係る要領 3.（2）】</p>

# 6.民間規格評価機関の要件との適合性評価について（続き）

## 「（４）評価業務管理」との適合性評価

項目	説明
<p>①民間規格評価機関は、<u>規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。</u></p>	<p>・ <b>要領に基づき運営</b> 「委員会にて制改定の承認をした民間規格等について、<u>文書等により質問があった場合、質問者に回答を行う。</u>」と規定。 【審議に係る要領 4.（1）】</p>
<p>② 評価した規格について、<u>規格として承認された日から少なくとも五年に一回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。</u></p>	<p>・ <b>要領に基づき運営</b> 「委員会が承認した国の基準に関連付ける民間規格等は、<u>制改定より少なくとも5年以内に見直しが行われているか確認を行う。</u>」と規定。 【審議に係る要領3.（4）、情報公開等に係る要領】</p>
<p>③民間規格評価機関は、<u>規格評価委員会の議事録、及び資料並びに規格評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理</u>しなければならない。</p>	<p>・ <b>規約に基づき運営</b> 「委員会は、<u>委員会の議事要録、配布資料及び審議に使用した技術的根拠資料を5年間保管する。</u>また、事務局が保管管理を行う。」と規定。 【委員会規約第24条】</p>
<p>④民間規格評価機関は、<u>評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年一回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。</u></p>	<p>・ <b>規約に基づき運営</b> ・ 外部評価機関 第1回委員会(2021年4月9日)で審議、承認。賛成3名（委員総数3名 会議出席3名） ※委員会にはオブザーバーとして経済産業省職員も参加。 【委員会規約第25条】</p>

以 上

## 参考1.令和3年度 民間規格の評価予定

規格番号	規格名	JESC	プロセス 評価委員会	国への要請
JESC E60XX	直接埋設式（砂巻き）による低圧地中電線の施設	9月	10月	11月
JESC E7001	電路の絶縁耐力の確認方法	9月	10月	11月
JESC E7002	電気機械器具の熱的強度の確認方法	9月	10月	11月
JESC E7003	地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法	9月	10月	11月
JESC E3001	フライダクトのダクト材料	12月	1月	2月
JESC E6001	バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設	12月	1月	2月
JESC E6002	バスダクト工事による 300V を超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設	12月	1月	2月
JESC E6003	興行場に施設する使用電圧 300V を超える低圧の舞台機構設備の配線	12月	1月	2月
JESC E6004	コンクリート直天井面における平形保護層工事	12月	1月	2月
JESC E6005	石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事	12月	1月	2月

## 参考1.令和3年度 民間規格の評価予定（つづき）

規格番号	規格名	JESC	プロセス 評価委員会	国への要請
JEC-2470	分散形電源系統連系用電力変換装置	12月	1月	2月
JIS C 1910	人体ばく露を考慮した低周波磁界及び電界の測定—測定器の特別要求事項及び測定の手引き	12月	1月	2月
JIS C 4604	高圧限流ヒューズ	12月	1月	2月
JIS K 7350-1	プラスチック—実験室光源による暴露試験方法 第1部：通則	12月	1月	2月
JIS G 3101	一般構造用延鋼材	12月	1月	2月
JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材	12月	1月	2月
JIS C 8308	カバー付きナイフスイッチ	12月	1月	2月

※民間規格等作成機関の検討状況等により変更となる可能性あり。

## 参考2.日本電気技術規格委員会（JESC）の委員構成

2021年6月1日時点

委員	委員	委員
東京大学◎	中部電力パワーグリッド	日本電気協会
東京大学○	関西電力送配電	電気設備学会
東京大学	電源開発	日本ガス協会
電力中央研究所	日本電機工業会	火力原子力発電技術協会
中央大学	日本電線工業会	発電設備技術検査協会
東京大学	日本配線システム工業会	日本非破壊検査協会
大阪大学	電気保安協会全国連絡会	日本溶接協会
武蔵大学	全国電気管理技術者協会連合会	電力土木技術協会
京都大学	日本電設工業協会	日本風力発電協会
神奈川県消費者の会連絡会	全日本電気工事業工業組合連合会	日本内燃力発電設備協会
主婦連合会	日本電力ケーブル接続技術協会	日本電気計器検定所
電気事業連合会	電気学会	日本電気工事技術講習センター
東京電力ホールディングス	日本機械学会	太陽光発電協会※

◎：委員長 ○：委員長代理

※太陽光発電協会は、令和3年6月1日より参加

## 参考3.民間規格等制改定プロセス評価委員会（プロセス評価委員会）の委員構成

2021年5月17日時点

### 委員

東京電機大学◎

東京大学○

主婦連合会

電気事業連合会

電気保安協会全国連絡会

全日本電気工事業工業組合連合会

日本電機工業会

ジャーナリスト

社会安全研究所

八重洲総合法律事務所

◎：委員長 ○：委員長代理

## 参考4.外部評価機関の委員構成

2021年4月9日時点

### 委員

東京大学◎

日本品質保証機構

電気安全環境研究所

◎：委員長